

仕 様 書

戸田ボートレース企業団
総 務 部 施 設 課

- 1 工 事 名 業務放送設備制御部改修工事
- 2 工事場所 埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号
戸田モーターボート競走場（詳細は別紙「参考図」のとおり）
- 3 契約工期 契約日から令和 9 年 1 2 月 2 4 日（金）まで
- 4 工事概要 下記「5 機器仕様」に基づき、老朽化したシステムの制御部、及び各リモートマイク等を改修するものである。

5 機器仕様（既設システム説明含む）

本設備は、レース運営における関係者用業務放送及びファンサービス向け案内・実況放送用の装置である。各種放送（案内放送、実況放送、スタッフ用バックヤード放送、エスカレーター注意放送、BGM、スタンドコンコース演出放送）を高度に統合することで、きめ細やかな「音による顧客サービス」を実現する音響システムである。

【システムの特徴】

- (1) デジタルマトリックスを使用し、スタンド演出放送では、閉じられた空間にボート音を流し（音像移動）、レース展開をより臨場感有るものを提供できる。
- (2) 業務放送では、入出力で音量（ボリューム）をコントロールし、明瞭度が高く、ゾーンに最適な音を提供できる。
- (3) スタンド演出放送では、音量調整（ボリューム機能）が行える。
- (4) 制御部に入出力マトリックス機能を持ち、リモートマイクを含めた全ての音源を任意のゾーンに設定して放送することができる。
- (5) リモートマイクや音源には優先順位が付けられ、優先度の高い放送が入ると、優先度が低い放送を自動的に遮断することができる。
- (6) 操作は運用コンピューターで全て行い、マウス操作の対話方式となっている。

【機能】

- (1) 業務関係の入力機器は、以下の構成となっている。
 - ア) 委員長室リモートマイク：緊急用
 - イ) 審判室音声：実況放送マイク等（審判室音源ラックの音源含む）

- ウ) 放送室リモートマイク：締切アナウンス用
- エ) 館内リモートマイク：各投票所内、バックヤード放送用
- オ) 案内所（景品交換所）リモートマイク：場内への案内放送用
- カ) テストマイク（緊急ミキサーに接続）：メンテナンス用
- キ) 映像情報センターシステム音声（V T R 音声、衛星放送音声）
- ク) 有線放送音声（有線チューナー：既設）：場内 B G M で使用
- ケ) イベントホール音声
- コ) エスカレーター注意放送（及び館内リモートマイク用ホイッスル/ブザー音源）デジタルアナウンスマシン
- サ) 締切音楽・締切アナウンス・締切ブザー用デジタルアナウンスマシン
- シ) 併売用場外発売音声（J L C チューナー音声）

(2) 演出関係の入力機器は以下のとおり

- ・ ボート音走行音集音マイク（既設）

(3) 本放送設備の出力は以下のエリアに放送可能である。

- ア) 2期スタンド棟、3期スタンド棟場内来客エリア、階段、バックヤード
- イ) イベントホール、屋外水面際
- ウ) 管理棟、既存スタンド棟、東観覧棟、競技本部、駐輪場

(4) 主な優先順位

- ア) 委員長室リモートマイク
- イ) 審判室リモートマイク、放送室リモートマイク、映像情報センターシステム音声、締切音楽、締切アナウンス、締切ブザー、館内リモートマイク、案内所リモートマイク、トーター室リモートマイク、イベントホール音声、ホイッスル（ブザー）、場外発売バックアップ音声、イベントホール音声
- ウ) 併売（J L C）音声、B G M C D、有線放送

(5) レース運営に関わる業務及びスタンド演出放送は映像情報センターシステム（既設システム）からのコマンドで起動がかり、締切音楽等の自動放送ができる。

(6) 演出放送は、3階、及び5階のスタンド席及びコンコースに放送するものとする。

スタンド棟壁面に設置された既設集音マイクで集音されたボート走行音をスタンドコンコースに流し、目の前を疾走するボートと同期した音を観客席に提供するものとする。

(7) 音声モニター機能

アドレスセレクトへの入力とパワーアンプ出力をマルチチャンネルモニターのスピーカーでモニターすることができること。

(8) 締切音楽、締切アナウンス、ファンファーレ等の放送は高音質の全電子化音声ファイルを採用すること。

(9) 原則的にフルオートオペレーションであり、各種プログラム変更はマウス操作の対話形式により行うものである。

(10) メンテナンス

ア) 運用コンピューターを2台備え、どちらからでもシステムの設定変更、及び放送状態のモニターを可能とする。また、手動切替を不要とし、設定画面を開いたコンピューター側に操作権限が与えられるものとする。なお、設定データはコントロールユニットとアドレスセレクトに記憶され、運用コンピューターには記憶されないものとする。

イ) パワーアンプの動作状態を常に監視し、異常があれば、運用コンピューターのディスプレイ上に警告音とともにメッセージを表示し、予備アンプと入れ替え後に正常動作すると復旧するものとする。

ウ) コントロールユニットとアドレスセレクトの状態を常に監視し、異常があれば、運用コンピューターのディスプレイ上に警告音とともにメッセージを表示するものとする。

エ) アドレスセレクトに異常が発生し、音声が停止する場合には、緊急スイッチ操作により業務放送に関わる特に重要な入力機器の音声のパワーアンプに割込む緊急ミキサーを設けるものとする。緊急ミキサー使用時は、各音声入力の優先制御は行われないものとする。(投票所、エスカレーターを除き、全てミックス)

オ) 端子盤はコネクタ式とし、配線時にはコネクタの脱着だけで交換可能なものとする。

(11) 現システムの課題

現システムには下記の課題があり、今回工事で改良すること。

ア) 映像情報トータルシステムへ送っている実況マイクの音声に歪みがある。(テレビやインターネット上の実況音声の音量が、大きくなったり小さくなったりする)

イ) 日本トーター電算機室より出力する「払戻金放送」を流す際、オペレーターの手動操作が多すぎる。

6 貸与図書

(1) 仕様書(本書) (2) 積算書 (3) 参考図面 (4) 開催日程表

7 法令及び条例の適用

本工事は工事請負契約書及び本企業団の契約規程、その他労働基準法、建築基準法及び同法施行令、消防法、モーターボート競走法、興行場法、ビル管法、リサイクル法、職業安定法などの関係法令に従い履行しなければならない。

8 適用規格

各機器は設計図書に適合するほか、明記無き事項については下記の規格に準拠して施工しなければならない。

- (1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (2) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (3) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (7) 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)最新版
- (8) 電気内線規程、日本産業規格(以下 J I S という。)
- (9) モーターボート競走法、建築基準法その他関係法令及び規格

9 着工届、工程表の提出

受注者は本工事契約締結後、14日以内に着工届、工程表を提出し、速やかに着手しなければならない。

10 現場代理人、主任技術者

- (1) 受注者は、契約後直ちに現場代理人、主任技術者を決定し、監督員の承諾を得ること。また、現場代理人を現場に常駐させ、監督取締、工程管理、安全管理、施工管理を行うものとする。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることが出来る。

11 所轄官公庁等その他必要な手続き

本工事遂行上必要な関係官公庁等への申請書類、手続き並びにその費用は、受注者の負担にて遅滞なく行うものとする。

12 工事施工

- (1) 工事施工に際し、着工届、現場代理人届、現場員届（下請業者を使用する場合はこれを含むこと）、施工体制表（緊急連絡先等）、工程表、施工計画書及び施工図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- (2) 工事は全て工事発注書類に示された機能を完全に発揮できるよう施工し、これら図書に明記のない場合でも、機能を満足するために当然必要と認められるものについては誠実に施工すること。
- (3) 工事の進捗、労働者の就業、機器の検査等の状況を示す報告書を定期的に監督員まで提出すること。
- (4) 工事現場は常に整理整頓を心掛け、内外の清掃及び後片付けを実施すること。
- (5) 受注者は施工日毎に工事日報を作成し、発注者の求めに応じ提出できるように保管すること。

13 作業日、作業時間

- (1) 工事の作業は、レース開催中（前検日を含む）は、レース開催に支障があると監督員が認めるもの及び、騒音や振動・臭気を生じる作業は、原則として実施しないこと。
- (2) 緊急を要する場合、また営業終了後等の作業で監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 年間51日間ある本場レース開催を伴わない場外発売開催については、管理棟、2期スタンド棟、3期スタンド棟での施工を可能とする。

14 災害防止

工事施工に伴い、労働者・第三者の安全、災害防止は常に遺漏のないように処置すること。
また、労働基準法による労働安全衛生規則に違反してはならない。

15 現場の写真撮影

- (1) 工事の記録として、工事施工の全体及び細部について記録写真を撮影すること。
- (2) 撮影は、工程の順序に従って施工の前後及び作業中の状態を記録すること。
- (3) 工事完了後は本工事用のアルバムに整理し、撮影年月日、撮影箇所、工程などの説明を加え提出すること。

16 軽微な変更

現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配管の取付位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額を増減しないものとする。

17 他工事との関連

工事施工にあたり他工事との同時施工がある場合は、工事全体を熟知し、工程表に従って監督員と十分な打合せを行うこと。併せて他工事の受注者との連絡を密にし、協議の上、工事進捗に支障のないよう施工し、全体工事の完成に協力しなければならない。また、将来機能上の欠陥を生じないように十分注意しなければならない。

18 建物など損壊部補修

- (1) 本工事施工の際、建物・設備その他を損傷しないよう十分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同一材料を持って速やかに受注者の負担にて復元すること。なお、工事起因の損害は受注者の負担とする。

19 特記事項

以下について、本工事における指示事項とする。

- (1) 本工事はレース開催中の施工となり、レースへの支障があった場合は、多額の損害が発生する可能性がある為、レースへは絶対に影響を及ぼさないように努めること。なお、受注者の責によりレース開催に支障をきたした場合は、戸田ボートレース企業団建設工事契約約款のとおり、受注者の補償となる為、十分な保険等を付すること。
- (2) レースの開催日程は3カ月ごとに正式決定されることから、工事工程を作成する際には十分にレース日程を確認すること。なお、レース開催日以外でもイベント等により工事規制があり得ることから、監督員と十分打合せの上、施工にあたること。
- (3) 工事にあたっては、競技運営機器・投票機器・映像設備等の重要配管・配線の断線や不具合が生じないように、十分に調査を行い、細心の注意をもって施工を行うこと。
- (4) 本工事以外に、施設内の各種保守管理業務、清掃業務、各種イベント、物品搬入などが実施される際、この工程や調整に協力すること。
- (5) 工事完成までに諸官庁等への手続きが必要となった場合、それに係わる費用の一切は受注者の負担とする。また、必要に応じ監督員の補助・協力を行うこと。
- (6) 工事に係る機材等の搬出入は綿密に計画を行い、監督員と十分に協議の上決定すること。
なお、土手側道路は大型車両の通行を禁止しているため、必要に応じて所轄警察署と十分に協議の上、道路使用・道路占用等の許可を得ること。これらの申請費用は工事費に含むものとする。
- (7) 工事中も本場は開催するため、お客様や第三者への安全に十分に配慮した仮設計画や施工計画を行うこと。資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に監督員と調整を行うこと。

- (8) 隣接するTBSラジオ送信所の電波障害を受ける恐れがある作業がある場合、停波時に作業を行う等対策に必要な措置を講ずること。(例：クレーン作業等)
- (9) 工事発注書類等の優先順位は以下のとおりとする。
- ア 質疑回答書
 - イ 本仕様書
 - エ 参考図面
 - オ 建築工事標準仕様書(国交省官房官庁営繕部制定最新版)
 - カ JIS その他公共規格
- (10) 工事発注書類に記載のあるもの及び発注者の要求する機能を発揮するための工事は、すべて本工事に含まれる。十分に現地調査を行い見積り洩れのないようにすること。また、工事内訳書は工事項目および数量を記載しているが、あくまでも参考とし、質疑回答書や参考図面等を優先とすること。工事内訳書とその他貸与図書に不整合がある場合は、参考図面を優先とする。
- (11) 質疑回答書や参考図面に記載のない場合でも、工事施工上当然に必要とされる項目については本工事に含む。 例：モニターの下地、設備機器の開口補強、解体部の復旧等
- (12) 本工事請負金額において、工事契約締結後の物価変動スライドは認めない。追加変更工事が発生した場合の単価は、原契約単価によるものとする。
- (13) 設計図等に記載の機器やメーカー等は参考であり、要求機能を満足する物を選定すること。
- (14) 設計図書等で確認できない既存部分の取り合い等は、十分に調査を行うこと。本工事の特性上、基本的には現況を優先とし、それに伴う微細な変更は本工事に含める。なお、変更を要する場合は遅滞なく監督員へ報告すること。
- (15) 工事中は作業員名簿を提出すること。また作業員は腕章、名札等により、工事名称、業者名(元請/下請)、名前を明示させ、工事関係車両には通行証等を外部から見える位置に携帯させること。
- (16) 工事期間中の作業員の入退場について、監督員と事前に協議確認を行うこと。なお、工事出入口や車両の通行で、監督員が必要と認めた場所にはガードマンを配置すること。その際の費用は工事費に含むこと。
- (17) 工事完了後は、発注者及び運用業者オペレーターに十分な取り扱い説明を行うこと。
- (18) 工事完了後は、しゅん工届・検査願い提出し、検査職員の検査に合格しなければならない。

20 完成図書

成果品として、パイプ式ファイルに綴じた完成図書2式、及び同データをCD-RまたはUSBメモリー等の電子媒体で提出すること。

- (1) 完成図、工事写真、保証書、保全に関する資料、契約書を綴じる。
- (2) 工事日報及び工事写真
 - ア) 工事写真は着工前、作業中、完成後とし、作業日、工程名称を記載したものとする。
 - イ) 工事写真は納入する機材とその数量がわかるものを1枚以上。
 - ウ) J I S等の規格品にあつては合格証マークとともに1枚以上撮影する。
- (3) 保全に係る資料（取扱説明書、日本語）
- (4) 保証書（期間を明確に記載すること）
- (5) マニフェスト（必要な場合に限る）
- (6) その他、担当職員が指示したもの。

21 工事完了後のメンテナンス体制について

本工事完了後の機器保守メンテナンスについては、戸田ボートレース企業団と本業務放送設備メーカーとで直接契約し行うものとする。

22 その他

本工事完了後の請求書について、電子請求書は未対応の為、紙請求書の提出を必須とする。
なお、紙請求書の発行における手数料が発生する場合は、見積金額に含めるものとする。